

<報道発表資料>

令和 8 年 9 月 3 0 日

京都市上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当

京都府上京警察署

上京区 防犯機能付き電話機を支給します

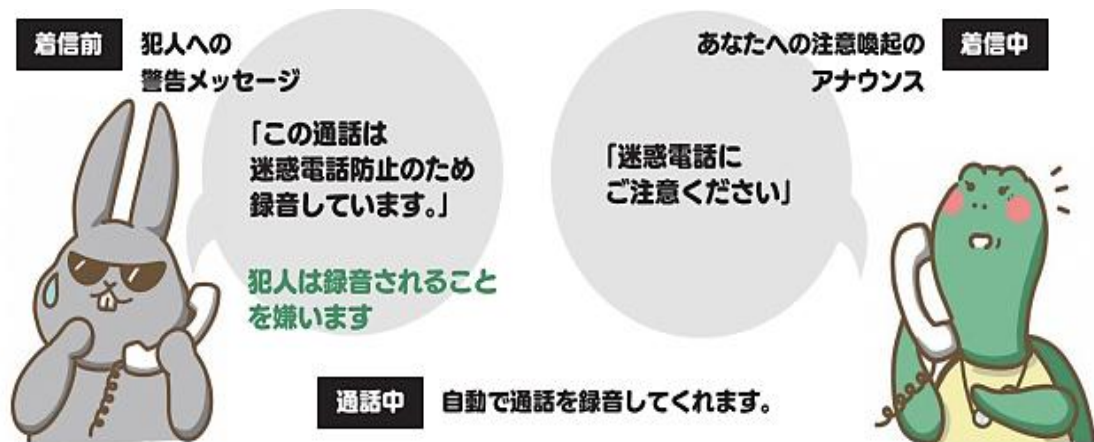
上京区における世界一安心安全推進運動の一環として、高齢者を中心とした被害が深刻な特殊詐欺被害の防止を目的に、防犯機能付き電話機を無償で支給します。

1 支給物品

以下の機能を有する電話機（本体と子機のセット、FAX 機能無し）を、1 世帯当たり 1 台支給します（先着 5 0 台）。

- (1) 電話機の呼び出し音が鳴る前及び着信時に、通話内容を録音する旨の警告メッセージを再生するもの。
- (2) 警告メッセージの再生後、通話内容を録音するもの。

イメージ図



(もしもし田 亀代 ©京都工芸繊維大学中野研究室)

2 支給要件

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 上京区内に居住し、住民基本台帳に記載されている方
- (2) 申請時において満 6 5 歳以上である方

- (3) 居住する家の電話線差込口がモジュージャックに対応している方
- (4) 自らの責で電話機の設置及び設定ができる方
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない方
- (6) 過去に本市の事業による防犯機能付き電話機の支給を受けていない世帯

3 申請受付期間

令和8年11月2日（月）～同年11月30日（月）

※ 平日の午前9時～午後5時。ただし、正午～午後1時を除く。

※ 申請は先着順で受け付けます。また、申請台数が支給予定台数に達した時点で、申請を締め切らせていただきます。

4 申請方法

申請受付期間内に、申請書に必要事項を記載のうえ、住所、氏名及び年齢が確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しを添えて、上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当（1階1番窓口）へ持参にて提出してください。

※ 申請書は、上京区役所地域力推進室で配布しているほか、上京区役所ホームページからもダウンロードできます。

（URL）<https://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyō/page/0000357822.html>

5 支給決定

申請書の内容を審査のうえ、申請受付日から14日以内に、支給又は不支給に関する通知を郵送します。

支給の決定を受けた方は、通知書に記載した支給日時に、上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当（1階1番窓口）へ電話機を受け取りに来てください（郵送等での支給は行いません）。

6 その他

(1) 経費負担

電話機は無償で支給しますが、以下の費用については使用者が負担するものとします。

- ・ 電気料、通話料及び電話番号表示サービス利用料
- ・ 電話機の破損、故障、不具合等に係る修繕料
- ・ その他、維持管理等に要する費用

(2) 注意事項

支給要件を満たさない場合は支給されません。また、申請書類の不正や虚偽申請等が発覚した場合には、支給した電話機の返還を求めます。

7 問合せ・申請先

〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

京都市上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当（1階1番窓口）

電話：075-441-5040



詐欺の電話は
アプリで
ブロック！

